

労働委員会のごあんない

～労働委員会ってなあに？～



労働委員会は働く人や
労働組合と会社の間におきたトラブル
の解決を目指す行政機関だにゃん！
どういう機関か、どんなときに相談
できるのかについて説明するにゃ～

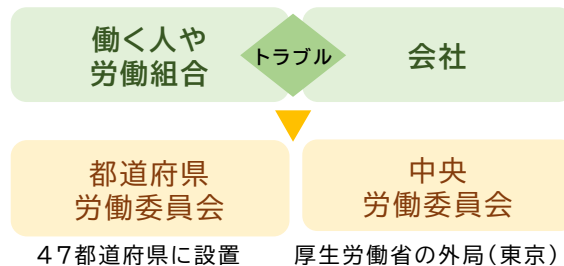
労使のトラブルで困っていることがあるなら、
労働委員会にご相談ください！

中央労働委員会事務局

労働委員会について知ろう

労働委員会は、働く人や労働組合と会社のトラブルの解決を図る行政機関です。

働く人や労働組合と会社のトラブルが当事者間で自主的に解決できない場合に、公正・中立な立場で解決のお手伝いをします。



労働委員会に相談できるのはどんなこと？

賃金や一時金の
労使交渉が
暗礁に乗り上げた

労働組合を作り
会社に団体交渉を
申し入れたが
拒否された

賞与の査定が
組合員のみ
低かった

勤務日数(シフト)を
一方的に減らされた

労働協約を
締結したいが
交渉が進まない

組合役員のみ
再雇用を
拒否された

突然解雇すると
言われた



どんな方法で解決してくれるの？

労働委員会では以下のような方法で解決をお手伝いします。ご利用は無料です。

	労働組合と会社のトラブル		働く人(個人)と会社のトラブル
使える制度	労働争議の調整	不当労働行為の審査	個別労働関係紛争のあっせん
具体的な解決方法	ストライキなどの争いになるおそれがある場合に、事情を聞いて、争いの回避等に向けた合意が得られるように調整します。	会社が組合員を差別して不利益な取扱いをしたか、正当な理由なく団体交渉を拒否したか等を審査し、必要に応じて救済命令を出します。	解雇や賃金などに関するトラブルについて、あっせんにより解決をお手伝いします。

誰が相談に乗ってくれるの？

それぞれの立場を代表する委員が、解決のお手伝いをします。



労働者委員

労働組合の役員など

労働者側の事情を的確に把握



公益委員

大学教授、弁護士など

公平な第三者的立場



使用者委員

会社の役員など

使用者側の事情を的確に把握

労働組合と会社のトラブルの解決(1)

－ 労働争議 －

労働組合と会社の話合いが進まず、ストライキなどの争いになるおそれがある場合に、事情を聞いて、労働組合と会社のどちらも納得がいき、問題が解決するように労働委員会がお手伝いします。

これを労働争議の調整といいます。労働委員会が行う調整の方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3つがあります。



	あっせん	調停	仲裁
調整による効果	あっせん員が、労使双方の主張を確かめ、労使の自主的な話合いを援助して、労働争議を解決に導く方法。	公労使三者構成の調停委員会が、労使双方の主張を聞いて作成した「調停案」の受諾を勧告して解決に導く方法。	公益を代表する仲裁委員会が、「仲裁裁定」を下すことによって労働争議を解決する方法。労使双方は仲裁裁定を必ず守らなければならない。

具体的にどんなことを相談できるの？



労働者
(組合員)

- 給与の引き下げなど、労働の条件が不利益に変更されたので、撤回してほしい
- 労働協約を締結したいが、労働組合と会社の交渉が進まない
- 会社の中で給与引上げを求めるビラを配布したいが、会社が許可してくれない
- 団体交渉を求めたが、会社が応じない



使用者

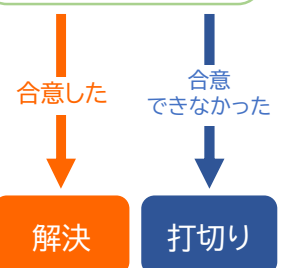
- 賃上げの要求に応えられない
- 社員が配置転換、転勤に応じてくれない
- 休日を増やしてくれと言われたが難しい

など様々です。

実際にあっせんを行う場合の手続きの流れは？



※労働組合または会社から労働委員会に対して行います。



労働組合と会社のトラブルの解決(2)

－ 不当労働行為 －

不当労働行為とは、働く人が団結する権利を会社が侵害する行為です。

不当労働行為には組合員と組合員でない人を差別して不利益な取扱いをしたり、正当な理由なく、団体としての交渉を会社が拒否すること、組合の運営を支配したり介入したりすること等があり、法律で禁止されています。

労働委員会では、会社による行為が不当労働行為に当たるか否かの審査をし、不当労働行為の事実があると判断した場合には、救済命令を出します。

不当労働行為として禁止されている会社側の行為

労働組合の組合員であることや労働組合に加入しようとしたり、結成しようとしたことを理由に会社を辞めさせたりすること

労働組合に加入しないこと、脱退することを雇用するかどうかの条件とすること

雇用する労働者の代表と団体交渉することを正当な理由なく拒むこと

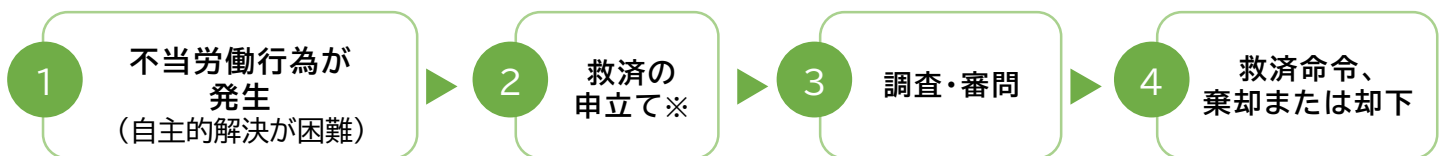
労働組合の結成や運営について支配したり介入すること

労働組合の運営に要する経費を援助すること

労働委員会に対し会社の不当労働行為について申立てをしたことなどを理由に会社を辞めさせたりすること



不当労働行為の審査手続きは？



※労働組合から労働委員会に対して行います。申立てが出来るのは不当労働行為が発生した日から一年以内です。

命令に納得がいかない場合

命令が確定するまでいつでも和解できるにゃん！



以下のことができます。

- ・中央労働委員会に再審査を申し立てる。
- ・地方裁判所にて命令の取消しを訴える。

働く人(個人)と会社のトラブルの解決

働く人(個人)と会社との間で生じた働き方などをめぐるトラブルが解決するように、労働委員会があなたのお手伝いをします。

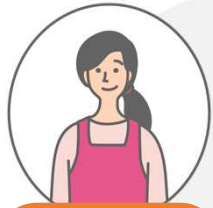
これを個別労働関係紛争のあっせんと言います。

※東京都、兵庫県、福岡県の労働委員会では取り扱っていません。



あっせんは
紛争解決のための
簡単で迅速な手続で、
よく活用されているにや

具体的にどんなことを相談できるの？



労働者

- 突然、仕事をやめさせられた
- 給与や残業代が支払われない、または突然減らされた
- パワハラやセクハラを受けた
- 採用時に聞いた労働環境と実態が全く違う

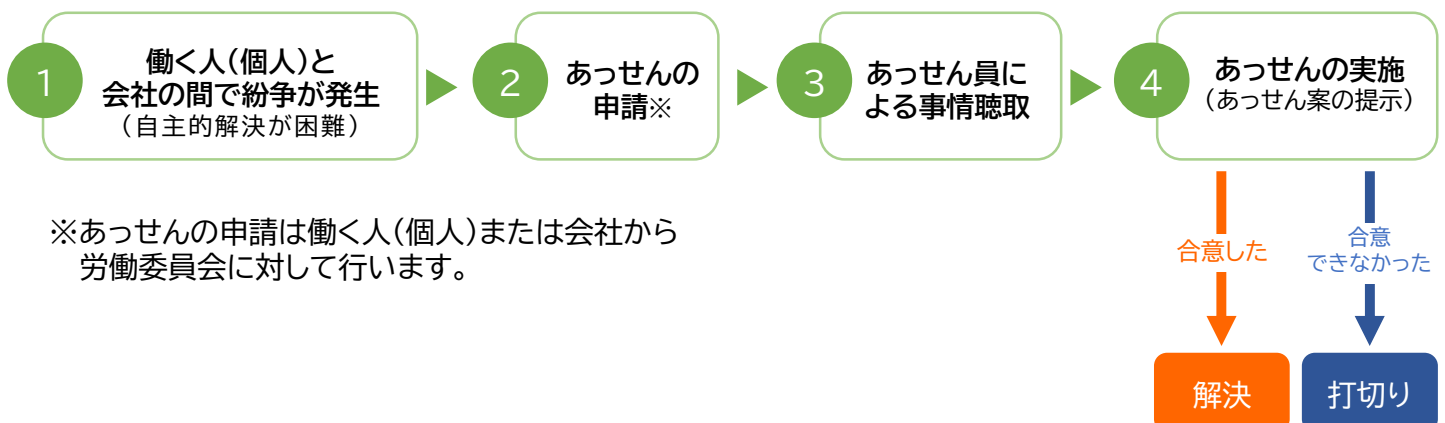


使用者

- 社員に、やむを得ない事情で配転命令を出したが、理由無く拒否されて困っている
- 社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている

など様々です。

実際にあっせんを行う場合の手続きの流れは？



より良い労使関係を目指して！



詳しくは、都道府県労働委員会または
中央労働委員会のホームページへ
Let's検索だにゃん！！

〇〇県労働委員会



以下の二次元コードからも、労働委員会や各種制度の詳細についてご覧いただけます

労働委員会
について



労働争議の調整
について



不当労働行為
事件について



個別紛争
について

